

令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務

揭示文兼入札説明書 ＜電子契約対象案件＞

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の一般競争入札については、関係法令及びこの揭示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- 3 仕様書
- 4 入札及び見積心得書（物品購入等）
- 5 提出書類一覧表
- 6 競争参加資格確認申請書
- 7 委任状（押印する場合）（押印を省略する場合）
- 8 入札書及び封筒
- 9 内訳書
- 10 使用印鑑届、年間委任状
- 11 契約書（案）
- 12 個人情報等の保護に関する特約条項（案）
- 13 電子契約方式確認書
- 14 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部 経理課

1 入札等実施要領

1 掲示日

令和8年7月10日（金）

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦

3 調達内容

(1) 調達件名

令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

4 担当本部等

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

電話 03-5323-5705

5 競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月30日（木）16時00分

(2) 提出場所・方法

①持参または郵送する場合

上記4に事前連絡の上、持参又は簡易書留等配達記録の残る方法にて郵送（同日同時刻必着）すること。また、封筒に調達件名及び「申請書在中」と朱書すること。

②電子メールにて送付する場合

以下のとおり送付し（同日同時刻必着）、上記4へ提出した旨の電話をすること。

メールアドレス：X91306@ur-net.go.jp

メール件名：令和8・9年度証拠書類等の製本業務の申請書（〇〇※会社名）

すべての申請書類を1つのPDFファイルにまとめ、メールに添付すること。

6 製本済み成果物の閲覧

製本済みの成果物の閲覧を希望する場合は、上記4の場所にて閲覧することができる。その場合、閲覧期間は5(1)の期日までとし、事前に希望日時を閲覧場所まで連絡すること。

7 競争参加資格の確認通知

競争参加資格確認申請書を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、令和8年8月18日（火）までに参加資格の有無を通知（電子または郵送）する。

8 質問書の提出及び回答

(1) 入札及び仕様等に関する質問は、質問書（任意様式）の提出をもって行うこと。

①提出期限

令和8年8月19日（水）16時00分

②提出場所・方法

イ. 持参または郵送する場合

上記4に事前連絡の上、持参又は簡易書留等配達記録の残る方法にて郵送（同日同時刻必着）すること。また、封筒に調達件名及び「質問書在中」と朱書すること。

ロ. 電子メールにて送付する場合

以下のとおり送付し（同日同時刻必着）、上記4へ提出した旨の電話をすること。

メールアドレス：X91306@ur-net.go.jp

メール件名：令和8・9年度証拠書類等の製本業務の質問書（〇〇※会社名）

すべての質問を1つのWordまたはExcelファイルにまとめ、メールに添付すること。

(2) 質問に対する回答は、質問回答書の閲覧をもって行う。また併せて電子にて送付する。

①閲覧期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月2日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時まで（ただし、12時から13時の間は除く）。

②閲覧場所

上記4に同じ。

9 入札書の提出

(1) 提出期限

令和8年9月2日（水）16時00分

(2) 提出場所

上記4に同じ。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月3日（木）10時30分

(2) 場所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 入札室

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示し

てはならない。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、上記 4 に事前連絡の上、持参又は簡易書留等配達記録の残る方法にて郵送（同日同時刻必着）すること。郵送の場合は二重封筒とし、表封筒に調達件名及び「入札書在中」と朱書すること。
- (2) 入札金額は、仕様書に示す要件にかかる一切の費用を含めた 1 冊あたりの単価を算出し、当該単価に仕様書に示す予定数量を乗じて得た総額を記載すること。なお、入札金額の内訳書を入札書に同封するものとし、当該内訳書に記載された単価を契約単価とする。また、当該内訳書に記載された総額と入札書に記載された入札金額に差異があった場合及び当該内訳書の記載に間違いがあった場合、入札書は無効とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札者がいないときは、別に日程を定めて、再度の入札を行うものとする。
- (5) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金 免除

14 開札

入札参加者の立ち会いは求めない。入札参加者が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

なお、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

15 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者、申請書等に虚偽の記載をした者及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

18 契約書作成の要否等

別に定める「単価契約書（案）」により契約書を作成し、電子署名を用いた電子契約（以下「電子契約」という。）又は紙契約方式によって締結するものとする。

なお、電子契約による契約締結については、次に定めるとおりとする。

- ① 発注者が指定する電子契約サービス ※1 で行うものとし、受注者が利用する電子契約サービスによる電子契約は不可とする。
- ② 入札参加者は申請書の提出とあわせて別添の「電子契約方式確認書」を発注者に提出すること。ただし、紙契約方式での契約締結を希望する場合は、当該確認書においてその旨を明らかにすること。
- ③ 電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管 ※2 を自らの責任において行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。また、当機構とクラウドサインの契約期間（令和11年3月31日まで）満了後、クラウドサイン上で契約書を確認することができないため、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管は上記の契約期間満了前までに行うこととする。

※1 当該サービスは、両者が合意・承諾した文書に当該事業者名義で電子ファイルに電子署名とタイムスタンプを施す「立会人型電子契約サービス」のクラウドサインとする。なお、手続きの詳細及びマニュアルについては機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程から参照すること。

URL：<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

※2 電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・ 真実性の確保
- ・ 関係書類の備付
- ・ 見読可能性の確保
- ・ 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

URL：<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

また同日付で「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結する。

なお、契約締結にあたっては、「使用印鑑届」又は「年間委任状」及び、印鑑証明書（原本）を提出すること（令和7年度以降未提出の場合のみ）。

19 手続における交渉の有無
無

20 支払条件
発注の都度、検査合格後に一括払。
なお、各納品先ごとに請求を受け、支払うものとする。

21 問い合わせ先
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 総務部経理課
電話 03-5323-5705

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>

（当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「入札心得・契約関係規程」→「契約関係規程等」→「会計実施細則（抜粋：契約編）」を参照。）

- ② 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者

- ③ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>

（定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

(2) 次の要件を満たしている者であること。

- ① 令和 7・8 年度当機構東日本地区物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において、業種区分「製造」の資格を有すると認定された者であること。なお、当該競争参加資格を有しない者は、本説明書に定める競争参加資格確認申請書の提出期限までに一般競争参加資格審査の申請を行い、かつ開札日までに一般競争参加資格の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は当機構の一般競争参加資格とは関係ないため注意すること。

※一般競争参加資格の申請方法については当機構ホームページを参照すること。

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

- ② 情報セキュリティ対策を構築していることを証明する、以下のいずれかの認証を取得していること。

- ・ ISO/IEC 27001（情報セキュリティ）
- ・ JIS Q 27001（情報セキュリティ）
- ・ JIS Q 15001（個人情報保護）
- ・ プライバシーマーク
- ・ SAPPS（製本産業個人情報保護体制認定制度）

- ③ 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

2 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、上記 1 (2) に掲げる要件を満たしていることを証明するために必要な書類を提出しなければならない。

(2) 入札の前日までの間において、当機構から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 その他

(1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(2) 当機構に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。

- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (6) 競争参加資格審査において本件に係る競争参加資格を有すると認められた者であっても、開札の時に上記 1 の資格のない者は、落札対象としない。

3 仕様書

仕 様 書

- 1 件名 令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務
- 2 履行期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
- 3 履行場所 「納品先一覧及び予定数量」のとおり
※予定数量は、過去の実績に基づく参考値であり、発注を確約した数量ではない。
- 4 製本仕様 ※写真参照
 - (1) 製本サイズはA4とする。
 - (2) 厚さは6～7cmを基本とし、原則9cmを上限とする。
 - (3) 見開き180度以上の面開閉が可能な全開式製本であること。
 - (4) 書類開面時に中央部分の閲覧・複写が可能であること。
 - (5) 面開閉後に、背表紙にしわが寄らないこと。
 - (6) 書類に4箇所穴を開け、伸縮性素材により綴じて固定すること。
 - (7) 上下左右の厚さを揃えた折込製本とし、綴じ穴以外は切断等の加工をしないこと。
 - (8) ページが抜け落ちず、簡単に引き抜けないこと。
 - (9) 表紙・裏表紙は、発注者が提供する板目表紙を使用すること。
 - (10) 背はクロス巻きとし、背の部分の切断はしないこと。また、発注者が提供する背表紙をクロスの上に貼付すること。
 - (11) 証拠書類等は多くの用紙が上質紙もしくは再生紙であるが、紙質の異なる用紙が混在するため、丁寧かつ慎重に扱うこと。
 - (12) 証拠書類等は、原則、発注者にて冊ごとにまとめ、A4サイズに整えて受注者へ受渡す(A4より小さいものはハترون紙等に貼付、A4より大きいものは折込み)が、A4サイズに整っていない書類が混在した場合は、受注者にてA4サイズとなるよう補正すること。
- 5 回収・納品
 - (1) 回収・納品は、発注部署ごとに直接授受又は宅配等を利用することとし、配送料は受注者が負担すること。なお、回収の頻度については発注者と調整可能とする。
 - (2) 発注後30日以内に、可能な限り早く納品すること。ただし、必要に応じて発注者と調整可能とする。
 - (3) 納品後に製本の不良等が明らかになった場合は、受注者が速やかにかつ適切に対応すること。
- 6 再委託の取扱い
 - (1) 受注者は、契約書第3条第2項に基づき、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注者の所定の書面により事前に承諾を得ること。
 - (2) 第三者への委託を認める業務は以下に記載の業務に限る。

- ・ 専門的な技術を要する業務
- (3) 受注者は、第三者に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、発注者と受注者が別に締結する「個人情報等の保護に関する特約条項」に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

7 その他

- (1) 発注者の依頼する証拠書類等は、個人情報を含む重要書類であることから、作業時以外は施錠された場所で保管すること。
- (2) 発注者から依頼があった場合は、請求の内訳（納品日、納品先及び納品冊数）を電子ファイル（Excel 形式）により提出すること。

以 上

納品先一覧

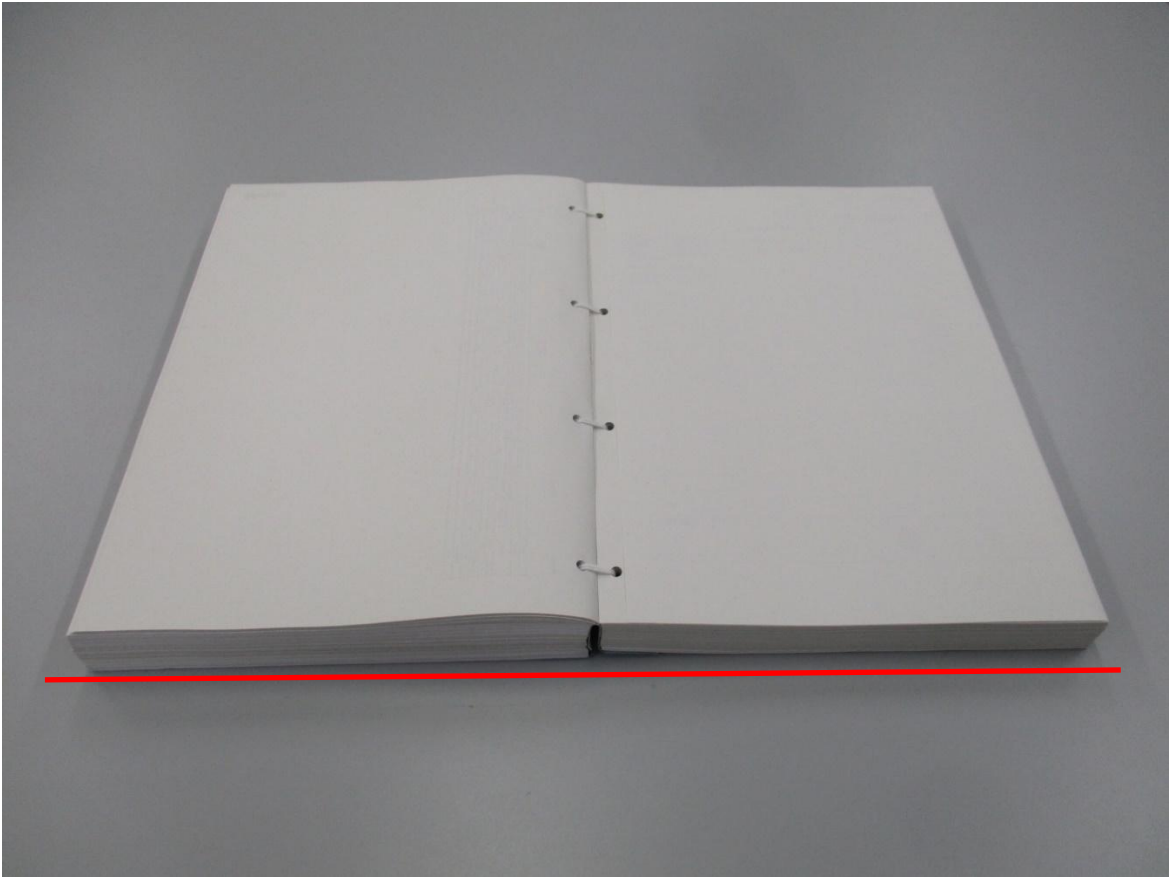
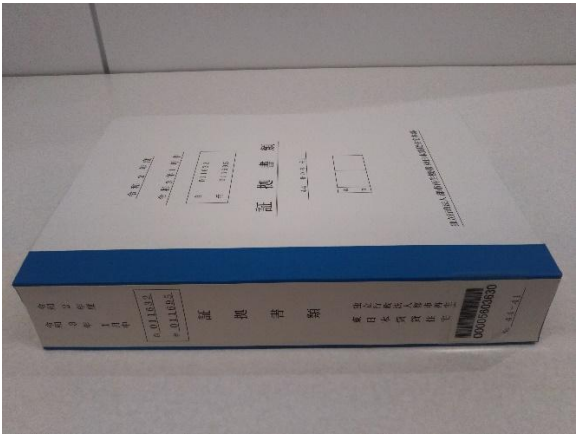
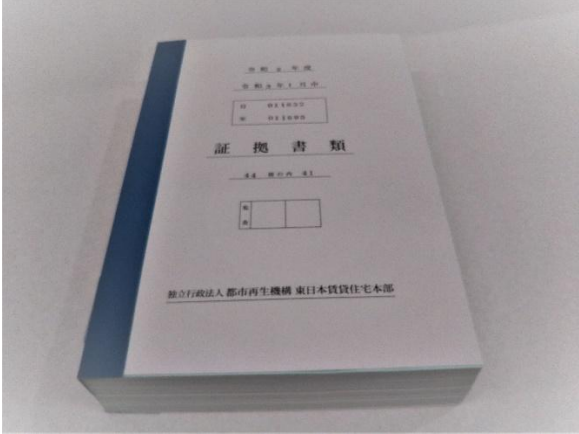
本部	No	納品先名称	郵便番号	住所	電話番号
東日本 賃貸住宅本部	1	総務部 経理課	163-1382	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階	03-5323-5705
	2	北海道エリア経営センター	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル2階	011-223-3696
	3	東京東住まいセンター	130-0022	東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル本館7階	03-5600-0811
	4	北多摩住まいセンター	190-0012	東京都立川市曙町2-34-7 ファーレイーストビル10階	042-521-1341
	5	東京北住まいセンター	170-0013	東京都豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル7階	03-5954-4611
	6	東京南住まいセンター	106-0014	東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館1階	03-5427-5960
	7	南多摩住まいセンター	206-0025	東京都多摩市永山1-5 ヘルプ永山6階	042-373-1711
	8	城北住まいセンター	110-0015	東京都台東区東上野5-2-5 下谷ビル4階	03-3842-4611
	9	千葉住まいセンター	261-7110	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト10階	043-311-1212
	10	千葉西住まいセンター	274-0825	千葉県船橋市前原西2-12-7 津田沼第一生命ビル3階	047-474-1191
	11	千葉北住まいセンター	277-0005	千葉県柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル5階	04-7197-5700
	12	横浜住まいセンター	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア8階	045-872-1131
	13	神奈川西住まいセンター	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル9階	0466-26-3110
	14	横浜南住まいセンター	234-0054	神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル5階	045-835-0061
	15	東埼玉住まいセンター	340-0041	埼玉県草加市松原1-1-6 ハーモニスタワー松原3階	048-941-5311
	16	浦和住まいセンター	336-0027	埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワーA棟5階	048-711-7150
	17	西埼玉住まいセンター	356-0006	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-2-27-301 ココネ上福岡二番館3階	049-263-2111
	18	北海道住まいセンター	060-0003	北海道札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル2階	011-261-9277
東日本 都市再生 本部	19	総務部 経理課	163-1315	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階	03-5323-0705

予定数量(冊)

No	納品先名称	R8			R9									R10									合計				
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月	
1	東日本賃貸住宅本部 総務部	60	85	95	100							70	60	125	50												645
2	北海道エリア経営センター												5												5	10	
3	東京東住まいセンター						65											60								125	
4	北多摩住まいセンター											170													150	320	
5	東京北住まいセンター				35		30		65																	130	
6	東京南住まいセンター																	50				40				90	
7	南多摩住まいセンター		20			30						20					20		25	20		30				190	
8	城北住まいセンター														140						250					390	
9	千葉住まいセンター		65							65	65													35		230	
10	千葉西住まいセンター					95								85										85		265	
11	千葉北住まいセンター						50										60				85					195	
12	横浜住まいセンター										80	160												200		440	
13	神奈川西住まいセンター						60	40									60	35				40				235	
14	横浜南住まいセンター													55										40		95	
15	東埼玉住まいセンター									10						70								80		160	
16	浦和住まいセンター					45	5				50												30			130	
17	西埼玉住まいセンター		75														70									145	
18	北海道住まいセンター		10	65						30			30						10							145	
19	東日本都市再生本部 総務部	50										50	110												80	290	
		110	255	160	135	170	160	90	65	105	335	505	210	135	235	0	0	210	155	25	355	200	60	320	235	4,230	

※内訳書の予定数量欄に記載すること↑

参考写真



令和 年 月 日

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

契約名称： 令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務

令和 年 月 日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第3条第2項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方 (住所、氏名)	〒000-0000 ○○県○○市○○町○-○ △△株式会社
再委託業務の内容	上記業務の小構造物設計計算、図面作成（平面図、縦断図、横断図、小構造物詳細図）および数量計算
再委託業務の契約予定額	○○千円（契約金額に対する比率○%） ※見積書を添付
再委託を行う必要性 及び 再委託の相手方の選 定理由	（再委託する必要性） 小構造物設計計算、図面作成を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため再委託する。 （再委託の相手方の選定理由） △△株式会社は、○○10年より弊社の道路設計業務の図面作成、数量計算を中心とした業務を行ってきた。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。 また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に視することが期待できるため。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担当者（会社名・部署名・氏名）： _____

※2 連絡先（電話番号）1： _____ 連絡先（電話番号）2： _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

4 入札及び見積心得書（物品購入等）

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない。入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前であつては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中であつては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申

込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

5 提出書類一覧表

提出書類一覧表

(法人等名称)

1. 下表は、本調達の資格確認に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認下さい。
2. この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格確認申請書等提出時にご提出下さい。
3. 「機構使用欄」には何も記載しないで下さい。

項番	書類名称 (使用する様式)	提出部数	内容・添付資料	機構使用欄
1	6 競争参加資格確認申請書	1部	一般競争(指名競争)参加資格の有資格者名簿の該当部分を印刷したものを添付すること。	
2	情報セキュリティ対策を構築していることを証明する書類	1部	第三者機関が発行した、有効期間内の次のいずれかの証明書の写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO/IEC 27001 登録証 ・ JIS Q 27001 登録証 ・ JIS Q 15001 登録証 ・ プライバシーマーク登録証 ・ SAPPS 認定証 	
3	13 電子契約方式確認書	1部	所定様式	
4	5 提出書類一覧表 (当様式)	1部		

【提出書類作成における注意事項】

- ・ 所定様式がある場合は、当該様式を使用すること。当該様式をPC等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

(参考) 入札に際し必要となる書類は以下のとおりとなります。

項番	書類名称 (使用する様式)	提出部数	備考
1	7 委任状	1部	代理人又は復代理人が入札を行う場合。
2	8 入札書及び9 内訳書	各1部	必要事項を記載した封筒に入れて封緘すること。
3	10 使用印鑑届又は年間委任状及び、印鑑証明書(原本※) ※提出時点で発行から3か月以内	1部	[使用印鑑届] 代表者が押印した委任状・入札書を提出する場合。 [年間委任状] 代表者以外の者が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合。 ※令和7年度以降未提出の場合のみ。ただし、変更がある場合は改めて提出すること。

6 競争参加資格確認申請書

本競争に必要な業種の一般競争参加資格登録状況（申請日時点）： ※以下、当てはまる□にチェック・記載
□申請中⇒□新規又は更新 □業種追加 □地区追加⇒申請書を受付した際に当機構が交付する受付票等の写しを提出
□済⇒有資格者名簿（※）の該当部分を提出

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

部 署 名

担当者氏名

電 話 番 号

E-mail

令和8年7月10日付けで掲示のありました令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務に係る競争参加資格について確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

(※) 有資格者名簿は機構HP (<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>) に掲載しているので、該当部分を印刷して添付すること。

申請中の場合は、紙申請であれば「受理票の写し」、電子メール申請であれば「申請時メール文出力」を添付すること

入札に係る提出書類について

入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

- 一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
- 二 代理人の方が入札される場合：委任状及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

7 委任状（押印する場合）

（押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須）

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する件
- 2

代 理 人 使用印鑑	
---------------	--

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(委任者) 住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 _____ 印

(受任者) 住 所 _____
商号又は名称 _____
氏 名 _____ 印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

- 注1 委任状には、委任者の使用印鑑届及び印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、令和7年度以降に提出済みの場合には必要ない。
- 2 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。
- 3 委任事項は、明確に記載すること。
- 4 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

7 委任状（押印を省略する場合）

（押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可）

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

（委任者）住 所
商号又は名称
代 表 者

（受任者）住 所
商号又は名称
氏 名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

（委任者）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先（電話番号）1 : _____

連絡先（電話番号）2 : _____

（受任者）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先（電話番号）1 : _____

連絡先（電話番号）2 : _____

注1 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

4 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がない場合、委任状は無効となる。

5 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

8 入札書及び封筒 ※入札額(税抜)は、内訳書に記載された総額(税抜)と一致すること。

入 札 書

金 円也 (税抜)

ただし、令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務

上記の金額で上記の業務等を請け負いたく、契約書案、入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印※1

代理人氏名

印※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

※入札書は内訳書と一緒に同封すること。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

- ※ 1 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。
- 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。
- 3 押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。この場合、「使用印鑑届」又は「年間委任状」の提出が必要。又、代理人又は復代理人に入札を委任する場合は「委任状（押印する場合）」を使用すること。

(封筒見本)

表

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿
(令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他
証拠書類等の製本業務入札書)

(押印省略)

裏

封

所在地
会社名
代表者氏名

委任している場合は、代理人の氏名

入札書の押印を省略する場合は、「(押印省略)」と朱書き

※入札書・内訳書以外は同封しないこと

法人等名称

内 訳 書

(税抜)

サイズ	厚さ	予定数量	単価	予定数量×単価
A 4	概ね6～7 cm (上限は9 cm)	冊	円	円

※予定数量は仕様書の「予定数量（冊）の総合計」を必ず記載すること。

※すべて税抜で記載すること。

※単価は、梱包・配送費用等、仕様書に示す要件にかかる一切の費用を含めた一冊あたりの金額とすること。

※予定数量×単価に記載の金額が、入札書に記載の金額と一致すること。

※内訳書は入札書と一緒に同封すること。

入札書に押印する場合の提出書類について

- 1 代表者が押印した委任状・入札書を提出される場合及び契約締結される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間）。）
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長2年間）。）
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

以 上

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使用印鑑届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日 ← **提出日**

住 所 ○○○○○○○○○○○○
会 社 名 ○○○○株式会社
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構 ○○
○○長 ○○ ○○ 殿 ← **使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名**

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。←
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。←
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。←

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構 御中

(委任者) 住所
商号又は名称
氏名 印

(受任者) 住所
商号又は名称
氏名 印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構の発注する、
〔 建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務 〕 に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任対象

次の独立行政法人都市再生機構の本部等が発注する契約
〔 本社、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部 〕

2 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで

代理人 (受任者) 使用印鑑	
-------------------	--

注1 一度提出すれば、競争参加資格の認定期間中は有効である。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。

注2 提出先は委任対象としたいずれか1本部等に提出すること（重複提出の必要はない）。郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

注3 出先事務所での入札において、年間委任を行う場合は、出先事務所ごとに作成し提出すること。

注4 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

記載例

年間委任状

独立行政法人都市再生機構 御中

宛先は機構宛
本部長名等は記載しなくても良い

(委任者) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○ ○○ 印

実印 (既に使用印鑑届を提出している場合は使用印)

(受任者) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○ ○○ 印

代理人 (受任者) 使用印

私は上記の者を代理人として定め、独立行政法人都市再生機構の発注する、
〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕 に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任対象

次の独立行政法人都市再生機構の本部等が発注する契約
〔本社、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部〕

委任状を提出したい種別に○を付ける
(複数選択可)

2 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

委任状を提出したい本部等名に○を付ける
(複数選択可)

3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで

代理人 (受任者) 使用印鑑	
-------------------	--

注1 一度提出すれば、競争参加資格の認定期間中は有効である。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。
 注2 提出先は委任対象としたいずれか1本部等に提出すること (重複提出の必要はない)。郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
 注3 出先事務所での入札において、年間委任を行う場合は、出先事務所ごとに作成し提出すること。
 注4 委任状には、委任者の印鑑証明書 (原本・発行日から3か月以内) を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

11 契約書 (案)

単 価 契 約 書

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1 契約の名称 | 令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務 |
| 2 仕様 | 別添仕様書のとおり。 |
| 3 契約期間 | 令和8年10月1日から
令和10年9月30日まで |
| 4 契約単価 | 別紙単価表のとおり。 |

上記の物品について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。
この契約締結の証として、本書3通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

令和 年 月 日

発注者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井 添 清 治

印

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松 村 秀 弦

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品（以下「物品」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 物品の納入に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 物価に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入が完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに代品を納入して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(売買代金の支払い)

第9条 受注者は、前項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した売買代金（以下「売買代金」という。）を発注者に請求することができる。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月 1 日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第 8 条第 2 項又は同条第 5 項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第 10 条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 11 条 発注者は、物品の全部が納入されるまでの間は、次条又は第 13 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第 2 条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 納期内又は納期経過後相当の期間内に注文書に基づく物品の納入を完了する見込みが明らかでないとき。

三 正当な理由なく、第 10 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 2 条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）（ム）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その

期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 納期までに物品の引渡しができないとき。

二 物品に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により物品の全部の納入後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された物品に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第 21 条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第 22 条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第 23 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙 単価表
仕様書

単 価 表

(税抜)

サイズ	単位	単価
A4・厚さ6～7（上限9）cm	冊	円

12 個人情報等の保護に関する特約条項 (案)

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した〔令和 8・9 年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務〕の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第 1 条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）
- 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
- 三 発注者の経営情報
- 四 その他、通常公表されていない情報

（個人情報等の取扱い）

第 2 条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第 3 条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式 1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第 4 条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第 5 条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第 6 条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第 7 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第 8 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第 9 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（事故等の報告）

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書3通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 印

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 松村 秀弦 印

受注者 住所
氏名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 5 章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第 66 条第 2 項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第 176 条及び第 180 条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

無

令和 年 月 日

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名： 令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務

1 取扱責任者及び取扱者

	部署	氏名	取扱う範囲等
	役職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取扱者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		
	主任		
	〇〇部△△課		

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

- ※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名) : _____
担 当 者(会社名・部署名・氏名) : _____
- ※2 連絡先(電話番号) 1 : _____
連絡先(電話番号) 2 : _____

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

別紙様式 2

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：
連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確認内容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		

⑤	eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥	添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦	1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧	持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限			
	個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》			
①	業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
②	業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止			
	個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止			
	個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等			
	個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】			
	再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等			
①	業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
②	個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用			
①	パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		

必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
②	電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。	
③	個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。	
10 事故等の報告		
	特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。	
11 取扱手順書の周知・徹底		
	個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。	
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

*「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

13 電子契約方式確認書

電子契約方式確認書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

住 所※
商号又は名称※
氏 名※

※契約書の署名欄に記載する住所、商号又は名称及び代表者名を記入すること。
肩書が必要な場合は、氏名欄に記入すること。

案件名称： 令和8・9年度東日本賃貸住宅本部他証拠書類等の製本業務

① 機構が指定する電子契約サービスによる契約締結の可否

可 / 不可（紙契約方式）

② 電子契約手続を行う方（電子契約可とした場合のみ記入）

メールアドレスを複数用意できない場合等を除き、原則2名記載してください。

承認権限者①※ ¹	最終承認権限者①※ ²
社名：	社名：
部署・役職：	部署・役職：
氏名：	氏名：
E-mail：	E-mail：
電話番号：	電話番号：

承認権限者②（保証人・JV 構成員記入欄）	最終承認権限者②（保証人・JV 構成員記入欄）
社名：	社名：
部署・役職：	部署・役職：
氏名：	氏名：
E-mail：	E-mail：
電話番号：	電話番号：

※1 機構からの契約締結依頼を当初に受信する方

※2 契約手続について最終的な承認を行う方

③ 契約保証の納付方法^{※3}（契約保証が納付となっている場合のみ、いずれかに○）

	契約保証金の納付
	金融機関等（銀行等）の保証
	金融機関等（前払保証事業会社）の保証
	損害保険会社の履行ボンド
	損害保険会社の履行保証保険
	「測量・土質調査業務請負契約」で保証人を立てる場合

※3 落札決定後に納付方法を変更したい場合は、契約窓口にて速やかにお申し出ください。

【留意事項】

電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管を行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。

※電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・ 真実性の確保
- ・ 関係書類の備付
- ・ 見読可能性の確保
- ・ 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

URL: <https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内